

会員の皆様へ

事業部 (2019/7/18)

ハンドラーについてのお願い

2019年後期展よりハンドラーについての規約が変わりました。

つきましては、支部展を運営されます支部員の皆様にご協力をお願い致します。

当クラブは、周知の通り支部運営をはじめ本部運営もメンバー（会員）により成り立っております。展覧会、競技会等もメンバーになって楽しんで頂きたいという事で、今回このような規約変更を致しました。支部運営におかれましては、ご負担も増えますが、何卒ご理解頂きご協力をお願い致します。

再度掲載致しますが、ご不明な点がございましたらご連絡ください。

ハンドラーの資格がある方は下記のとおりです。

①正会員、家族会員

②出陳犬の所有者の未成年（18歳未満）の家族（子、孫）

申し込み時に、ハンドラーが決まっている場合はご記入下さい。それ以外は未記入でも可ですが、必ず上記の資格のある方でお願い致します。また上のクラスに上がった場合にハンドラーが変更になるのはそのハンドラーが会員であれば問題はありません。それ以外の場合には、入賞取り消しとなりますのでご注意ください。目録には上がったクラスにゼッケンを書き込まれますが、その時にハンドラーの会員番号を一緒に書いて頂きたいです。皆様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。